

平成24年度 保育園入園申込受付期間のご案内

☎子ども育成課☎内線2732

◆市内保育園への新年度入園申し込み

人 平成24年4月1日からの入(転)園を希望する方

※23年度の入園を待機中の方を含みます。

※新生児の入園を希望する場合は、原則として24年2月4日(土)までに出生予定の方対象(出産日が2月5日(日)以降になった場合は新年度入園の選考対象外)です。

日 12月1日(木)～7日(水)午前9時30分～午後4時(土・日曜日も受け付け)

所 市役所第二庁舎242・243号会議室

※希望園を変更したい場合は12月9日(金)・12日(月)に、また不足書類がある場合は22日(木)(必着)までに提出していただきます。

※上記一次募集の内定発表は、24年2月7日(火)に郵送予定です。二次募集の受付期間は12月8日(木)～24年2月24日(金)、内定発表は3月13日(火)の予定です。

◇平成24年度保育園入園案内(申込書セット)の配布

子ども育成課(市役所4階45番窓口)、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで10月下旬から配布予定

◆障がい児保育の申し込み

人 障がいの程度が軽・中程度で、市立保育園での集団保育が可能な0～5歳のお子さん若干名

日 11月1日(火)～8日(火)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

所 子ども育成課(市役所4階45番窓口)

※通園可能な保育園は市で指定します。

※障がいのある方(お子さん)に関する相談・指導は北野ハピネスセンター☎48-6331で行っています。

◆市外の保育園の入園申し込み

人 入園を希望する自治体の締切日を確認し、その1週間前までに申込必要書類を三鷹市子ども育成課(市役所4階45番窓口、平日のみ)へ

※申込必要書類、申込状況などは入園希望先の自治体に直接お問い合わせください。

子ども手当が変わりました! 申請をお忘れなく

☎子育て支援課☎内線2751

子ども手当の申請用紙を送付します

これまで子ども手当を受給していた方も、10月分以降の新しい子ども手当を引き続き受けるためには、新たに申請が必要です。対象のお子さんがある世帯には、10月下旬に申請用紙を送付しますので、必ず申請してください。

◆支給対象

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)のお子さん

◆申請者

中学校修了前のお子さんの保護者など

日 11月30日(水)(消印有効)までに申請用紙を記入し、必要書類を添えて「〒181-8555子育て支援課」へ

※申請用紙以外の必要書類は、申請用紙に同封の案内をご覧ください。

※世帯の生計中心者(所得の高い方の親)が三鷹市外に在住する場合は、生計中心者が住民票を置いている市町村に申請してください。

※公務員は勤務先で申請してください。

※平成24年3月31日(消印有効)までに申請すれば、10月分にさかのぼって手当を受給できますが、支給日が遅れることがありますので早目に申請してください。

◆支給方法

平成24年2月・6月の支払月に、各支給月の前月分までを指定の口座へ振り込みます。

◆10月分以降の支給額(お子さん1人当たり月額)

支給対象	支給額
0歳～3歳未満児(一律)	15,000円
3歳～小学校6年生(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校6年生(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

※お子さんが国内にいたことが条件です(留学を除く)。

※平成23年度中は所得制限はありません。

10月と11月は里親月間です

☎三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば☎40-5925

◆養育家庭(ほっとファミリー)を募集しています

市内では現在、約4,000人の子どもたちが、さまざまな事情から親元を離れて暮らしています。その子どもたちを家庭に迎え入れ、一定期間、家族の一員として育てていただくのが養育家庭(ほっとファミリー)です。1カ月から長期まで、さまざまな場面で子どもの力になっています。

◇例えばこんな時…

- ・入院などの事情で一時的に保護者が不在になった場合
- ・保護者が亡くなり子どもだけが残された場合

市では1人でも多くの子どもが家庭のぬくもりを感じて育っていけるよう、里親制度の中でも特に「ほっとファミリー」の普及に取り組んでいます。都の審査と研修を受けて子どもを受け入れる「ほっとファミリー」は、法律上の養子縁組を目的としていないため、1カ月程度の短期間から長期間まで、里親と子どもの事情に合わせて柔軟に子育て支援に取り組めます。また養育期間中は児童福祉司や養育家庭専門員、医師などのチームが養育相談に応じるなど、充実した体制でサポートしますので、お気軽にお問い合わせください。

◇フレンドホームも募集中

夏休みや週末などの数日間、児童養護施設や乳児院で生活している子どもを自宅で預かる「フレンドホーム」も募集しています。くわしくは、各児童養護施設・乳児院へお問い合わせください。

◆養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会

ほっとファミリーとして養育経験を持つ方が、子育ての喜びや苦労など経験談を紹介します。

日 10月24日(月)午後2時～4時

所 三鷹産業プラザ

申 当日会場へ(保育は10月17日(月)までに同ひろばへ)

家庭のぬくもりをすべての子どもに…

10月と11月は、里親制度を推進する「里親月間」です。里親制度には養育家庭(ほっとファミリー)・養子縁組里親・専門養育家庭・親族里親があり、親を必要とする子どもたちと子育てに喜びを感じる里親が、日々温かな家庭の中で共に成長しています。

東京都シルバーパス のお知らせ

満70歳以上の都民(寝たきりの方を除く)には、申し込みにより、都内民営バスや都営交通を利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。有効期間は、発行日から平成24年9月30日(日)までです。

◆申し込みに必要な書類と費用
市民税が「課税」と「非課税」の方とでは、費用と必要書類が異なります。

◇平成23年度市民税が「非課税」の方
本人確認書類(保険証、運転免許証など)と非課税を確認できる書類(23年度市民税非課税証明書、23年度介護保険料決定(納付)通知書の所得段階区分欄に「1」～「4」のいずれかが記載されているもの、生活保護受給証明書のいずれか一つ)

◇平成23年度の市民税は「課税」だが、平成22年の合計所得金額が125万円以下の方
本人確認書類(保険証、運転免許証など)と、22年の合計所得金額が125万円以下であることが確認できる書類(23年度市民税課税証明書(合計所得金額欄が125万円以下のもの)、23年度介護保険料決定(納付)通知書の所得段階区分欄に「5」が記載されているもの)のいずれか一つ)

¥10000円

◇平成23年度市民税が「課税」の方
本人確認書類(保険証、運転免許証など)

¥10000円

10月～24年3月発行分¥2万5100円
4月～9月発行分¥1万2550円

申 満70歳になる月の初日から申し込みができます。必要書類と費用を持参して小田急バスの営業所または案内所へ

※市役所ではシルバーパスを発行していません。

☎ 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950(平日午前9時～午後5時)・小田急バス武蔵境営業所 ☎31-6191(午前8時～午後8時)